

## 販売する高圧ガスの種類等の変更明細書

### 1 販売する高圧ガスの種類の変更（詳細は別紙1～3のとおり）

既に届出済の販売する高圧ガスの種類	
追加又は廃止する高圧ガスの種類	追加
	廃止
変更後の販売する高圧ガスの種類	

※ 次の2～8までの項目は、変更がある場合のみ記載添付し、変更部分に下線を引くこと

### 2 販売の方法

販 売 の 形 態	小売 卸売 卸小売 その他（                      ）	
	容器による販売 冷媒ガスの補充 その他（                      ）	伝票による販売 冷凍設備内の高圧ガス
一日の販売予定数量		
運 搬 の 方 法		
高圧ガスの仕入先	名 称	
	所 在 地	
	名 称	
	所 在 地	

保安台帳の様式	別添のとおり
帳簿の様式	別添のとおり
従業員に対する保安指導の実施の方法	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画を定め高圧ガス保安法、高圧ガスの性質等の保安教育を実施するとともに異常時を想定した訓練を実施する。</li> <li>・愛知県高圧ガス安全協会等の実施する講習を積極的に受講する。</li> </ul>
販売先に対する保安指導の実施の方法	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費先の高圧ガス使用状況を年1回以上点検するとともに、高圧ガス保安法、高圧ガスの安全な取扱方法等の保安指導を実施する。</li> <li>・高圧ガス保安法に基づき、消費先に対して高圧ガスによる災害の発生の防止に関し、必要な事項を周知させる。</li> </ul>
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガスの移動中の事故時に応援を受けるため愛知県高圧ガス地域防災協議会（愛知県高圧ガス安全協会等）へ加入する。</li> </ul>

### 3 販売事業の届出等状況

年 月 日 第 号をもって販売事業の届出  
 年 月 日 第 号をもって販売に係る高圧ガス種類変更届  
 変更の内容（ ）

### 4 容器置場等の概要

所在地			
設置場所	屋外	屋内	その他（ ）
販売所からの距離	m	容器置場管理者名	
容器置場の構造	コンクリートブロック造（鉄筋入） その他（ ）		

容器置場の面積	床面積 $m^2$ 内面積 $m^2$		
	ガスの区分	使用床面積 ( $m^2$ )	収 納 量 ( $m^3$ )
最大収納量 (詳細は別紙2計算書のとおり)	液化石油ガス		
	特殊高压ガス		
	可燃性・毒性ガス		
	毒性ガス		
	可燃性ガス		
	酸素		
	その他のガス		
	第一種ガス		
	合 計		

注1：最大収納量の欄中、収納量は液化ガスの場合10kgを1 $m^3$ として換算し、アセチレンは1kgを0.9 $m^3$ として換算すること。

注2：特殊高压ガス、可燃性・毒性ガス及び毒性ガスを収納する場合は、除害設備を設けること。

注3：4の「容器置場等の概要」は、伝票販売又は貯蔵量が300 $m^3$ 以上の販売の場合、不要とする。

#### 5 販売の方法に係る技術上の基準（一般則第40条）

5-1 高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。

5-2 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐しよく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、ガスが漏えいしていないものをもって行います。

注：圧縮天然ガスに係るものを除く。

6 貯蔵に係る技術上の基準（一般則第18条）

（容器置場を設置する場合に限る。）

- 6-1 可燃性ガスの貯蔵は、通風の良い場所で行います。
- 6-2 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に貯蔵します。
- 6-3 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に貯蔵します。
- 6-4 容器置場には計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。
- 6-5 容器置場の周囲2メートル以内には火気又は引火性若しくは発火性の物を置きません。（不活性ガス及び空気を除く。）
- 6-6 充てん容器等は、常に温度40℃以下に保ちます。
- 6-7 充てん容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じます。
- 6-8 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えません。
- 6-9 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、塩素、アンモニア、亜硫酸ガス、シアン化水素、ホスゲン、酸化エチレン、クロルメチル又は硫化水素の容器置場には、当該ガスが漏えいしたときの除害設備を設けます。

	防 毒 面	消 石 灰	か性ソーダ	その他吸収剤（ ）
数 量				

7 特殊高圧ガス等の容器置場

特殊高圧ガス及び五フッ化ヒ素等の容器置場には、県計量保安課作成（平成4年3月）の「特殊材料ガス取扱指針」第2章販売の基準に従って、保安管理を行います。

別紙 図のとおり措置を講じます。

8 販売主（責）任者の選任

	氏 名	免 状 の 種 類
販売主（責）任者		

9 届出事務担当者

所 属	氏 名	連 絡 電 話

## 1 既に届出済の販売する高圧ガスの種類

ガスの区分		販売主任者を選任する 必要のある高圧ガス	販売主任者を選任する 必要のない高圧ガス
1	冷凍設備内の 高圧ガス		
2	液化石油ガス		
3	特殊高圧ガス		
4	可燃性・毒性 ガス		
5	毒性ガス		
6	可燃性ガス		
7	酸素		
8	その他のガス		
9	第一種ガス		

## 別紙1の記入要領

- 注1：混合ガスの成分に「販売主任者を選任する必要がある高圧ガス」が含まれる場合は、「販売主任者を選任する必要がある高圧ガス」に属するものと見なす。
- 注2：貯蔵する場合は、ガス名に下線を引く。
- 注3：圧縮、液化の別は、不要とする。  
例) 酸素、アセチレン
- 注4：ガスの名称は、単体ガス、二種混合ガス、三種混合ガス……の順に記入する。
- 注5：混合ガスの場合は、成分割合を%又はppmで表示すること。また、ベースガス表示をする場合は、当該ベースガスの単位表示を省くことができる。  
例) (酸素+アルゴン 1ppm~30%)
- 注6：混合ガスの種類が多い場合で上記表内に記載できない場合、「第一種ガス」に限り、包括記載しても良い。  
例) (第一種ガス+酸素 1ppm~50%)  
(第一種ガス+モノシラン 1ppm~5%)  
ただし、保安上危険性がある混合ガスは不可とする。
- 注7：混合ガスの成分に「販売主任者を選任する必要があるガス」が2以上の区分に該当するときは、ガスの性質上危険性が高い方に記載する。  
危険度分類の順  
特殊高圧ガス>可燃性・毒性ガス>毒性ガス>可燃性ガス>酸素>その他のガス>第一種ガス
- 注8：液化石油ガスとは、炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものをいう。
- 注9：販売する高圧ガスの種類は、「冷凍設備内の高圧ガス」、「液化石油ガス」及び「第一種ガス」については、ガスの区分とする。  
それ以外の区分は、高圧ガスの種類ごとに記入する。(記入例を参照のこと。)
- 注10：その他のガスには、六フッ化硫黄があり、ガスの区分に属さないガスをいう。

別紙1の記入例

1 既に届出済の販売する高圧ガスの種類

ガスの区分		販売主任者を選任する 必要のある高圧ガス	販売主任者を選任する 必要のない高圧ガス
1	冷凍設備内の 高圧ガス		冷凍設備内の高圧ガス
2	液化石油ガス	<u>液化石油ガス</u>	
3	特殊高圧ガス	(第一種ガス+モノシラン 1ppm~5%)	
4	可燃性・毒性 ガス	アンモニア	酸化エチレン (炭酸ガス+酸化エチレン 1~30%)
5	毒性ガス	塩素	ブロムメチル
6	可燃性ガス	<u>アセチレン、水素</u> <u>(アセチレン+液化石油ガ ス 0.1~30%)</u>	エチレン
7	酸素	<u>酸素</u> <u>(第一種ガス+酸素 1ppm~ 50%)</u>	
8	その他のガス		六フッ化硫黄
9	第一種ガス		<u>第一種ガス</u>

## 2 追加又は廃止する高圧ガスの種類

ガスの区分		追加するガス		廃止するガス	
		販売主任者を選任する必要のある高圧ガス	販売主任者を選任する必要のない高圧ガス	販売主任者を選任する必要のある高圧ガス	販売主任者を選任する必要のない高圧ガス
1	冷凍設備内の高圧ガス				
2	液化石油ガス				
3	特殊高圧ガス				
4	可燃性・毒性ガス				
5	毒性ガス				
6	可燃性ガス				
7	酸素				
8	その他のガス				
9	第一種ガス				



## 3 変更後の販売する高圧ガスの種類

ガスの区分		販売主任者を選任する 必要のある高圧ガス	販売主任者を選任する 必要のない高圧ガス
1	冷凍設備内の 高圧ガス		
2	液化石油ガス		
3	特殊高圧ガス		
4	可燃性・毒性 ガス		
5	毒性ガス		
6	可燃性ガス		
7	酸素		
8	その他のガス		
9	第一種ガス		

最大収納量の計算方法

(算式)  $A$

$$W = \frac{A}{r^2} \times R$$

$W$  : 最大収納量 (圧縮ガス  $m^3$ 、液化ガス  $kg$ )

$A$  : 使用床面積 ( $m^2$ ) ただし、 $A$ の合計は容器置場内面積の80%の数値

$R$  : 容器1本当たりの充てん量 (圧縮ガス  $m^3$ 、液化ガス  $kg$ )

$r$  : 容器の最大外径 ( $m$ )

(記載例) ただし、 $A/r^2$ の数値は、小数点以下切捨て

使用床面積		容器置場内面積 ( ) $m^2 \times 0.8 =$ ( ) $m^2$						
ガスの区分	ガスの種類	使用床面積 $A$ $m^2$	容器の外径 $r$ $m$	貯蔵本数 $A/r^2$ 本	1本当り充てん量 $R$ $m^3kg$	最大収納量 $W$ $m^3kg$	$m^3$ 換算	区分ごと最大収納量の合計 $m^3$
単 位		$m^2$	$m$	本	$m^3kg$	$m^3kg$	$m^3$	$m^3$
内        訳	液化石油ガス							
	特殊高压ガス							
	可燃性・毒性ガス							
	毒性ガス							
	可燃性ガス							
酸素								
その他のガス								
第一種ガス								
合 計								

注1：使用床面積の合計は、必ず容器置場内面積の80%とすること。

注2：アセチレンは、1kgを0.9m<sup>3</sup>として換算すること。

注3：その他の液化ガスは、10kgを1m<sup>3</sup>として換算すること。

注4：容器の充てん量、外径等については、下表を参考とすること。

主要容器の標準規格表

ガス名	ガスの区分	外径：r (m)	底面積：r <sup>2</sup> (m <sup>2</sup> )	充てん量
酸素、窒素、アルゴン 水素、ヘリウム、空気	圧縮	0.232	0.054	6m <sup>3</sup>
		0.232	0.054	7m <sup>3</sup>
アセチレン	圧縮	0.259	0.067	7.5kg
炭酸ガス	液化	0.232	0.054	30kg
亜酸化窒素	液化	0.232	0.054	30kg
塩素	液化	0.232	0.054	50kg
アンモニア	液化	0.368	0.136	50kg
フルオロカーボン	液化	0.222	0.053	10kg
		0.222	0.053	20kg
		0.222	0.053	50kg
液化石油ガス	液化	0.320	0.103	20kg
		0.368	0.136	50kg
注：液化石油ガスは、使用床面積1m <sup>2</sup> につき190kgとして計算することもできる。				

最大収納量の計算方法の例

容器置場の内面積が 4 m<sup>2</sup> の場合

(算式) 
$$W = \frac{A}{r^2} \times R$$

W : 最大収納量 (圧縮ガス m<sup>3</sup>、液化ガス kg)  
 A : 使用床面積 (m<sup>2</sup>) ただし、A の合計は容器置場内面積の 80% の数値  
 R : 容器 1 本当たりの充てん量 (圧縮ガス m<sup>3</sup>、液化ガス kg)  
 r : 容器の最大外径 (m)

(記載例) ただし、A / r<sup>2</sup> の数値は、小数点以下切捨て

使用床面積		容器置場内面積 ( 4 ) m <sup>2</sup> × 0. 8 = ( 3. 2 ) m <sup>2</sup>							
ガスの区分	ガスの種類	使用床面積 A	容器の外形 r	貯蔵本数	1本当り充てん量 R	最大収納量 W	m <sup>3</sup> 換算	区分ごと最大収納量の合計	
単 位		m <sup>2</sup>	m	本	m <sup>3</sup> kg	m <sup>3</sup> kg	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
内      訳	液化石油ガス	0.5				95kg	9.5	9.5	
	特殊高压ガス								
	可燃性・毒性ガス								
	毒性ガス								
	可燃性ガス	アセチレン	0.7	0.259	10	7.5	75kg	67.5	67.5
	酸素	酸素	0.5	0.232	9	7m <sup>3</sup>	63m <sup>3</sup>	63	63
	その他のガス								
	第一種ガス	炭酸ガス	0.5	0.232	9	30kg	270kg	27	153
	窒素等	1.0	0.232	18	7m <sup>3</sup>	126m <sup>3</sup>	126		
合 計		3.2						293	